

2024年5月29日

横浜市教育委員会
教育長 下田 康晴 様

横浜学校労働者組合
執行委員長 名児耶 理



横浜市教育委員会による裁判傍聴妨害に関する申入れ

横浜市教育委員会は、横浜市立学校教職員による児童生徒への性犯罪事件4裁判計11回の公判において、各方面教育事務所職員など延べ約500人に動員を命じ、第三者の公判傍聴を妨げていた。

開示された文書によれば、職員が集団で傍聴していることが分からないよう、裁判所前での待ち合わせを避けることやお互いに声かけをしないこと、傍聴席や裁判所の近くで被害者や学校名を言わないことが指示されていた。これらは憲法に保障された、「裁判の公開原則」「国民の知る権利」を侵害する許されない行為である。更に、憲法第99条は公務員の憲法擁護義務を定めており、地方公務員法第33条は「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならない」と定めておりこれらに違反する行為である。

また、本件は重大なコンプライアンス違反であるのにも関わらず、市教委の記者発表資料では、本件を「公判への職員の傍聴の呼びかけ」と表記し、あたかも各方面事務所職員等が呼びかけに応じて自主的に公判に赴いたように装っており、このような隠蔽体質も看過できない。出張命令を受けた指導主事らが何ら疑問を感じず動員に応じていた、あるいは異議を申し出ることが出来ず動員に応じていたとすれば、現場教職員の教育委員会組織に対する信頼をも大きく損なうものである。

さらに、本件は各種マスコミでも大きく報じられており、現場教職員が地域保護者からの信頼を失いかねない事態になっている。よって、これらは全て現場教職員の労働環境の悪化に繋がるものであり、その改善に向けて以下の申入れを行うものである。

記

- 1 今回の「裁判傍聴動員」方針がいつどのような経過で決定されたものなのか、その決定に対する責任はどこに、誰にあるのか明らかにされたい。また、地方公務員法第27条には「全ての職員の分限及び懲戒については、公正で無ければならない」とあるが、その責任者に対してはどのような対処を考えているか明らかにされたい。
- 2 横浜市教委は、動員を行った理由として「あくまでも被害者である児童生徒の特定を避けるためだった」としているが、残念ながら市立学校児童生徒の性被害に関わる公判は他にも存在する中で、なぜ教職員による「性犯罪公判」のみに多数の動員をかけたのか、明らかにされたい。
- 3 延べ約500人にのぼる動員費にかかった総額を明らかにされたい。また、違憲、違法の行為に使われた費用は速やかに市に返還されるべきであると考えますが如何か、明らかにされたい。
- 4 期限を定め早急に隠蔽すること無く真相を解明し、根本的な組織改革等再発防止の具体策の提示を求める。

以上